

済生会飯塚嘉穂病院訪問リハビリテーション及び介護予防訪問 リハビリテーションサービス契約書

利用者 _____（以下「甲」という。）と済生会飯塚嘉穂病院訪問リハビリテーション事業所（以下「乙」という。）とは、訪問リハビリテーションサービスの利用に関して、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業は、甲が要介護状態又は要支援状態となった場合、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、心身の機能の維持回復、在宅環境調整、趣味活動、又は社会参加を支援していくことを目的とする。

第2条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
2. 本契約の有効期間満了の7日前までに、甲から乙に対して、契約終了の申し出がない場合には、契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第3条（サービス内容）

本契約にかかわるサービス内容は、介護保険法令に定めるサービス行為区分の中から、各種サービス計画に基づき、指定の時間帯に、選択されたサービスを提供するものとします。サービス内容の詳細は、各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第4条（リハビリテーション実施計画書の作成・変更）

1. 乙は、医師の診療に基づき、甲の病状、心身の状況、日常生活全般の状況、及び希望を踏まえて、リハビリテーション実施計画書を作成します。
2. リハビリテーション実施計画書には、訪問リハビリテーションサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
3. リハビリテーション実施計画書は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、リハビリテーション実施計画の変更を行います。
 - (1) 甲の心身状況、その置かれている環境等の変化により、リハビリテーション実施計画を変更する必要がある場合。
 - (2) 甲が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
5. 前項の変更の際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
6. 乙は、リハビリテーション実施計画書を作成し、または変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対して説明を行い、その同意を得るものとします。

第5条（居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6条（サービス内容の変更）

1. 乙は、サービス利用当日、甲の体調等の理由により予定されていたサービスを提供できない場合には、甲の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとします。
2. 前項の場合には、甲は変更後に提供されたサービスの利用料金を乙に支払うものとします。
3. 乙は甲からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況等により甲の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合がございます。また、乙は可能な限り他の利用可能日時をご提案させていただきます。

第7条（サービス利用料金）

1. 本契約にかかわるサービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費又は予防給付費（介護報酬）に準拠した金額となります。サービス利用料金の詳細は、各サービス重要事項説明書のとおりとします。
2. 公的介護保険の適応がある場合には、甲は乙に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします）を支払うものとします。
3. 公的介護保険の適応がない場合の及び介護保険上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、甲は支払うものとします。また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税を甲にご負担いただきます。
4. 本契約の有効期間中、介護保険法、その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改正が必要となった場合には、改正後の金額を適応するものとします。この場合、乙は、法令改正後速やかに甲に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。
5. 本契約にかかわるサービス利用料金の詳細は各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第8条（キャンセル）

甲の都合でサービスを中止する場合には可能な限りご利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることがあります。但し、甲の病状の急変など緊急やむをえない場合キャンセル料は不要です。

○サービス利用日の前日まで 無料

○サービス利用日の当日 利用料金の50%

第9条（甲の解約）

甲は乙に対して契約終了希望日の7日前までに通知する事により、この契約を解約する事ができます。尚この場合、乙は甲に対し、文書による確認を求めることが出来ます。但し、甲の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は直ちにこの契約を解約することが出来ます。甲の解約の詳細は各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第10条（乙の解約）

乙は甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。乙の解約の詳細は各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第11条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 甲の要介護区分が自立と認定されたとき
2. 甲が死亡したとき
3. 甲の所在が2週間以上不明になったとき

第12条（甲の医療機関への入院又は介護保険施設等への入所）

甲が医療機関へ入院又は介護保険施設等へ入所された場合には、乙は、甲が退院又は退所された後にサービスの提供が再開できる様に努めるものとします。但し、入院又は入所期間等によっては、退院又は入所後のサービス提供が再開できず、本契約を解除する場合があります。

第13条（守秘義務）

1. 乙及びサービス従事者は、訪問リハビリテーションを提供する上で知り得た甲及びそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 乙は、甲に係る居宅介護支援事業所との連携を図るなど、正当な理由により甲又はそのご家族等の個人情報を用いる場合には、予め書面（「個人情報に関する同意書」）により同意を得られるものとします。守秘義務に対する詳細は各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第14条（善管注意義務等）

乙及びその従事者は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って業務を遂行します。

第15条（緊急時・事故発生時における対応方法）

乙及びその従事者は、サービスの提供中に甲の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い当該甲の家族、当該甲に係る居宅介護支援事業所等に連絡する。

第 16 条 (苦情処理)

1. 提供したサービスに係る甲からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとします。
2. 提供したサービスに関し、甲からの苦情に関して行政等が行う調査に協力するとともに、行政等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。苦情処理の詳細は各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第 17 条 (損害賠償)

1. 乙は、訪問リハビリテーションの提供に伴って、乙のサービス従事者の責めに帰すべき事由により甲又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
2. 甲又はそのご家族は、甲又はそのご家族の責めに帰すべき事由により、訪問リハビリテーションのサービス従事者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

第 18 条 (合意管轄)

甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 福岡県済生会飯塚嘉穂病院所在地を管轄する裁判所の第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

第 19 条 (記録の整備)

甲に対する訪問リハビリの提供に関する記録（日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等）を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 20 条 (甲代理人)

1. 甲代理人は、甲と連帯して、本契約に基づいて生じる甲の一切の責務についての責任を負うものとします。また、乙と協同して甲の在宅生活の質の向上に努めるものとします。
2. 甲は代理人を専任して、この契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使義務の履行を代理して行わせることができます。
3. 甲の代理人専任に関して、必要がある場合には、乙は、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 21 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、各種関係法令の趣旨を尊重して、甲、そのご家族及び乙は、誠意を持って協議の上、その解決に努めるものとします。

本契約を証するため、本書は 2 通作成し、甲及び乙双方が記名及び押印の上、各 1 通を保管するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<甲> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

<ご家族様> 住 所 _____
(代理人)

氏 名 _____ (印)

甲との続柄 (_____)

<署名代理人> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

甲との続柄 (_____)

<乙> 住 所 福岡県飯塚市太郎丸 2 6 5

乙名 社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部
福岡県済生会飯塚嘉徳病院
訪問リハビリテーション

代 表 者 院長

関口 直孝

(印)